

2013年（平成25年）8月2日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

特定非営利活動法人  
全国聴覚障害情報提供施設協議会  
理事長 石野 富志三郎



## 2014（平成26年）度 聴覚障害者情報提供施設に関する要望書

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協議会の諸事業にご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2012（平成24）年度聴覚障害者情報提供施設補助金の改定により、東京、群馬の各情報提供施設に「職員配置の増員」が行われました。

2011（平成23）年8月5日施行の障害者基本法の改定、及び2013（平成25）年4月1日施行の障害者総合支援法によって、手話等による障害者意思疎通支援諸施策が打ち出されました。また、本年6月26日に閉会した第183通常国会においては、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法、改正災害対策基本法等が可決成立するなど、障害者のためのコミュニケーション環境の整備や情報アクセシビリティの向上が図られています。聴覚障害者分野についても、その拠点施設としての聴覚障害者情報提供施設（以下、「情報提供施設」と称します。）の役割は今後ますます重要になってきます。

つきましては、下記について要望いたします。平成26年度予算において是非実現していただきますようよろしくお願い申し上げます。

### <要望事項>

- 1 全ての都道府県政令指定都市に「情報提供施設」が早期に設置されるよう、助成措置等の充実を図ってください。併せて、引き続き未設置自治体への設置を働きかけてください。

### （要望理由）

2013（平成25）年6月現在、「情報提供施設」は全国46か所となっており、8道府県が未設置となっています。あわせて、業務の効果的な遂行の観点から全ての政令指定都市への設置も必須です。

特に、東日本大震災での被災地の「情報提供施設」未設置県へ早急に整備されるよう、強く働きかけてください。

- 2 新たに整備される「情報提供施設」への適正な設備整備、人的配置にいて厚生労働省として各都道府県へガイドラインを明示してください。

(要望理由)

2012(平成24年)度及び2013(平成25年)度に設置された7施設の延べ床面積は平均203㎡(共用スペースを活用する沖縄は除く)です。また、配置職員は5.5人(内非常勤1.5人)となっています。「情報提供施設」の面積基準及び職員配置基準は「身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準」(省令21号)に具体的な記述がありません。最近の整備状況をみると必要な機能等の整備について従前の同施設整備より縮小されている傾向が見受けられます。求められる役割に応える施設機能について一定の最低基準を設ける必要があります。

- 3 2012(平成24年)度に限って予算化された字幕入り映像制作機器(デジタル)の整備事業を2013(平成25年)度以降設置される「情報提供施設」にも予算化してください。

また、CS通信やインターネット通信、あるいは先進国ではすでに実現している電話リレーサービスなどがスマートフォンやiPadなど、ICT時代に対応した多様な形態で聴覚障害者に情報提供ができるよう、聴覚障害者情報ネットワーク事業の構築に必要な研究事業助成や機器整備の予算化を図ってください。

(要望理由)

新たに設置する「情報提供施設」に多額の費用を必要とする字幕入り映像機器(デジタル)の整備補助は必要です。

また、2009(平成21)年度の「字幕入り映像製作機器整備事業」で、全国37か所の「情報提供施設」の手話・字幕入りビデオ撮影、編集などがファイルベースで行うことが可能となりました。

これまで、テープベースで行ってきた手話・字幕入りビデオライブラリーや、自主制作テープがアーカイブされることにより、その汎用性が飛躍的に高まることが期待されます。著作権法の改正もあり、オンデマンドによるライブラリー事業のネットワーク化への展望が大きく開けてきました。今後は、「情報提供施設」相互のネットワーク整備が大きな課題です。

- 4 「情報提供施設」の重要な機能として、緊急災害時の災害情報、避難情報、救援情報の発信と、避難所等でのコミュニケーション保障等の支援体制を整備し、地域によっては「情報提供施設」を「福祉避難所」等として位置づけ、そのための必要な体制整備と予算化を図ってください。

(要望理由)

「大災害に対応するため、災害時要援護者である聴覚障害者への避難情報や、救援情報等の緊急通報システムを「情報提供施設」に備え、併せて、地域によっては防災計画において、「情報提供施設」を手話通訳・要約筆記派遣、盲ろう者向け通訳・介助者等の迅速な支援をするための『対策本部』や、『福祉避難所』として位置づけることで充実した救援態勢を可能にします」という当協議会要望の主旨については、東日本大震災等の状況からも明らかとなっています。また、厚生労働省障害者保健福祉関係主管課長会議等においても、災害時における「地域における拠点」機能の役割が強調されています。

この必要な機能整備を行うためにも、人的配置をとまなう体制整備のための予算化が必

要です。

- 5 意思疎通支援事業を義務的経費の事業とし、意思疎通支援のネットワークを確立するため、「情報提供施設」や市町村等へ手話通訳者の設置（雇用）を積極的推進するよう働きかけてください。

また、障害者総合支援法の円滑な実施を図るため、新たな都道府県事業及び市町村事業の実施にあたっては、「情報提供施設」へ必要な事業予算の安定的な確保を行ってください。

（要望理由）

障害者総合支援法において、それまでの任意事業から市町村及び都道府県必須事業が大幅に拡大されました。あわせて「意思疎通支援を行う者の派遣等について」（障企自発0327第1号）では、手話通訳等の派遣対象及び分野の拡大や広域的な派遣調整の具体化等が図られ、各自治体では要綱改定の動きも出ています。今回の改定は意思疎通支援事業の発展に大きな意義があります。

しかし、同時に各自治体との折衝では、「財政的な裏付けの弱さ」による事業拡大への懸念も聞かれ、「情報提供施設」等では、事業拡大にともなう財政的、人的保障について危惧する声も聞かれます。

今後予定される社会保障審議会障害者部会等での意思疎通支援のあり方についての検討過程において、安定的な財源確保の方途もご検討いただきますようお願いいたします。

- 6 改正著作権法の主旨を活かし、聴覚障害者の情報アクセシビリティの向上を図るための実効ある手立てを早急につくってください。

（要望理由）

改正著作権法によって、「情報提供施設」は、聴覚障害者等対象であれば、公表された著作物で、聴覚でその表現が認識されるものについては、権利者への補償金を支払えば、自由に字幕（手話）を付加して貸し出すことが可能になりました。しかし、現在、補償金支払いのシステム等ができていないために、字幕（手話）付加は可能でも、貸し出しができないという、実質的には、法改正前と全く同じという聴覚障害者の情報保障の上で深刻な状態が続いています。

一刻もはやく、厚生労働省としてこの状態を打開する方策を示し、聴覚障害者の情報アクセスの保障を図ってください。

- 7 「情報提供施設」の職員配置基準の抜本的な見直しを行い、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者派遣コーディネーター担当者2名、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者養成研修担当職員1名、相談員1名、及びIT指導員1名の合計5名を計画的に増員してください。

また、補助金の事務費基準を見直し適正な単価改定を行ってください。

- (1) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣のためのコーディネーター業務担当者分として2名配置してください。

(要望理由)

現在の職員配置基準は施設長、事務員、その他職員の計5名を勘案して職員配置が行われていますが、年々増加する手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の健康管理を図るためには、手話通訳者派遣事業の留意事項にもあるとおり、通訳派遣に係る専門的なコーディネーター業務担当者として手話通訳士の配置が不可欠です。

2001(平成13)年に行った全日本聾啞連盟の「聴覚障害者への情報提供に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」と称します。)報告書では、派遣調整者は派遣に加えて手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、窓口・受付、ビデオライブラリーの貸し出しなど多くの業務を兼任している割合が著しく、常勤専任職員として配置する必要があると指摘しています。

また今回の障害者総合支援法で、市町村事業や広域派遣事業など従来の「情報提供施設」に位置づけられていなかった業務も加わっていることから職員の増員が必要です。

- (2) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の養成はコミュニケーション支援事業等の補助事業を行われていますが、都道府県レベルでの総合的な研修計画の調整を図るための専門的な研修担当職員を1名配置して下さい。

(要望理由)

要望5のとおり、手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者の養成は「障害者総合支援法」で、新たな機能が付加されました。コミュニケーション支援を担う人材確保のために、地域の聴覚障害者団体と連携した養成事業の実施や、他団体等が実施する養成講座に対してバックアップする担当職員を配置して下さい。

- (3) 聴覚障害者の生活相談等の専門的な支援を行う当事者相談員等を専任で1名配置して下さい。また、各都道府県レベルで行われる障害者自立支援協議会への「情報提供施設」の参画を働きかけてください。

(要望理由)

現在ほとんどの施設で相談事業を行っていますが、相談の内容は労働、生活、福祉制度など専門的な内容が多岐にわたっています。また、障害者総合支援法では、基幹相談支援センターは、「意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならない」とし、「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮する」とされていますが、予算も含めて意思疎通支援にかかる業務内容、人的配置などが明示されていないため実効性のある内容になっていません。基幹相談支援センターの意思疎通支援事業にかかる業務内容の明示と実効性ある予算整備が必要と考えます。

また今後、「情報提供施設」は、各自治体での聴覚障害者の専門的相談支援及び各相談支援事業者へのネットワーク、専門的助言など行う機関として人的配置を強化し整備される必要があります。

(4) 聴覚障害者の情報技術の習得を図るため「情報提供施設」に I T 指導員 1 名を配置してください。 I T 関連設備の整備を促進してください

(要望理由)

緊急時だけでなく平常時においてもインターネットや携帯電話等の情報技術を利用することは、聴覚障害者の情報バリアを解消する上で、大変有効なものとなっています。

一方、こうした技術が習得できていない聴覚障害者にとっては、情報格差が更に進みこれまで以上に情報から疎外された状況に陥ることとなります。そのため格差を解消し手話や視覚教材を用い、また、補聴器等が聞き易い環境を整え、希望する全ての聴覚障害者が I T 技術の習得を円滑に行えるよう、 I T 指導員の配置と I T 関連設備の整備促進を図ってください。

また、 T V 電話の活用は、文字による情報伝達が困難な聴覚障害者にとっても直接手話による意思疎通が図られる利点が大きく関連設備として整備してください。

8 「情報提供施設」への指定管理者制度適応についての見直しを各自治体へ働きかけてください。

(要望理由)

現在、全体の 60.9% (28 箇所) の「情報提供施設」は、指定管理者が運営管理を行っています。指定管理者制度も発足以来 3 期目を迎えつつありますが、各施設では、自治体から毎年「運営費の削減」が求められるケースが増加しており、「低賃金のまま据え置かれた職員俸給の定期昇給すらままならない」状況も報告されています。

運営管理の目安となる一般事務費の単価を増額し、自治体作成の仕様書内容を改善する必要があります。

「情報提供施設」は聴覚障害者への専門的な支援を実施する機関です。この「情報提供施設」を指定管理者制度に適応することは業務の質的な劣化をもたらす危険性が大きいことを考慮し、同制度適応を見直す必要があると考えます。